

会 議 録

会議の名称	第5回小金井市子ども・子育て会議 子どもの権利部会
事務局	<p>子ども家庭部</p> <p>子ども家庭部長 大澤 秀典、子育て支援課長 富田 絵実</p> <p>子育て支援係長 古賀 誠</p> <p>子ども家庭支援センター長 秋葉 美苗子</p> <p>児童青少年課長 鈴木 剛、児童青少年係長 前田 裕女</p> <p>指導室長 加藤 治紀</p>
開催日時	令和3年7月6日(火) 午後6時から午後8時まで
開催場所	Web開催 小金井市役所第二庁舎8階 801会議室併用
出席者	<p>部会長 水津 由紀</p> <p>委員 小川 順弘、長岡 好、古源 美紀、鈴木 隆行、石川 健一</p> <p>コンサルタント 桑原 大実</p> <p>アドバイザー 喜多 明人、半田 勝久</p>
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	3人
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>(1) パブコメ検討結果について</p> <p>3 その他</p>
会議結果	別紙のとおり
発言内容 発言者名 (主な発言) (要旨等)	別紙のとおり
提出資料	<p>次第</p> <p>資料14 パブコメ意見及び検討結果(案)</p> <p>資料15 子どもの意見聴取報告(速報)</p> <p>参考 パブコメ実施要領及びWEBアンケートチラシ(終了)</p> <p>参考 子どもの権利部会報告書(R3.3.28本体資料31)</p>
その他	

第5回小金井市子ども・子育て会議 子どもの権利部会 会議録

令和3年7月6日

○水津部会長 それでは、定刻を過ぎましたが、ただ今から第5回子どもの権利部会を開催いたします。石川委員と小川委員が遅れているようですが、先に始めたいと思います。なお、本日も、半田先生、喜多先生にもご参加いただいております。よろしくお願いいたします。早速議論に移っていきたいと思いますが、まずは前回会議からだいぶ時間が空いておりますので、その間の振り返りと資料説明を事務局からお願いします。

○児童青少年係長 まずは、配布資料の確認をさせていただきます。本日の次第と、資料14（仮称）子どもオンブズパーソンの基本的な考え方（案）に対する意見及び検討結果について（案）と、資料15子どもの意見聴取実施報告、それと参考で、すでに実施前に皆さんに情報提供しておりましたが、紙面で資料をお渡ししておりませんでしたので、パブリックコメント実施要領一式とウェブアンケートのチラシ。令和3年3月に本体会議で報告した部会報告書をお配りしております。資料、不足は大丈夫でしょうか。

まず、内容を思い出していただくために、前回会議から今回までの経過について、御報告いたします。第4回子どもの権利部会は3月1日に開催し、部会として検討してきた子どもオンブズパーソン制度に関する本体会議への報告書を御審議いただきました。これを部会長から3月24日の本体会議で報告したところです。

内容といたしましては、基本的な考え方（案）に役割等の整理をしたほか、議論の中で出てきた継続課題等についても報告書の中で触れさせていただきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、市民や子どもの意見の反映ができないままの報告となっていたために、令和2年度の審議内容の中間報告という形となっております。

これを受け、詳細はまた、後ほど資料説明でいたしますが、市民意見を反映するために、基本的な考え方（案）について、市民参加条例に基づくパブリックコメントと、子どもの意見聴取について、実施いたしました。今回からは、その内容を受けて、考え方（案）や報告書の内容に反映するものなど、合計2回の権利部会で御議論いただき、8月の本体会議で最終報告ができればというイメージでおります。

流れについては、大丈夫そうですか。はい、ありがとうございます。

それでは、資料の説明に併せてパブコメの実施結果について、御報告させていただきます。まずは、参考でお配りしましたパブリックコメント実施要領を御覧ください。こ

ちらは、実施前に御案内したものと同一ものになっております。

パブリックコメントについては、当初考え方（案）のみをかける予定でしたが、パブコメ実施について説明していくにあたって、用語が分かりづらいですとか、子どもに難しいのではというような御意見も頂きまして、事務局側からの提案として、子どもの権利部会の皆様にもメール等で相談させていただき、急遽という形にはなりましたが、用語解説と参考として子どもへの広報案という形で補足資料を追加した上で、実施することといたしました。

資料14を御覧ください。こちらはパブリックコメントでの意見。それに対する市の考え方、検討結果について公表する書式となっております。1ページ目には、実施概要が掲載されておりますが、令和3年5月24日から6月23日までパブリックコメントを実施し、期間に17人から60件の御意見を頂きました。

次のページからがその内容となっており、頂いた御意見は提出者順ではなく考え方で使用していた項目ごとに意見を並べ替えさせていただいております。左から項目、寄せられた意見、意見に対する検討結果となっており、検討結果については事務局で作成した回答案を記載させていただいております。

なお、この記載案につきましては、この第5回権利部会の前に事前打合せを部会長、あとアドバイザーの喜多先生、半田先生を含めまして、一度確認をしていただき、御助言いただいた部分も反映したものとなっております。

今までの議論を基に作成したつもりではありますが、違和感のある箇所ですとか、回答について御意見を頂ければと思っております。もちろんそれ以外の回答についても、これで確定ということではありませんので、意見を頂けると助かります。

内容についても軽く御説明をしていきたいので、画面共有をしましょう。画面の共有できていますかね。大丈夫ですかね。基本方針、項目ごとに概要を御説明させていただきます。

基本方針の部分につきましては、第三者機関として設置するのに、市長の附属機関として設置してほしい、それを明記してほしいというような内容が主なもの。あとは、オンブズパーソンの由来が書いていないですとかそういった御意見がございました。回答案といたしましては、市の附属機関として設置しますというふうに考え方（案）そのものを修正する内容で回答をつくっております。オンブズパーソンの由来、本来の意味につきましては、この考え方（案）に載せるというよりは、今後の周知の中で検討してい

きたいとしております。

職務・責務についてです。こちらのほうも幾つか頂いたのですが、オンブズパーソン、もしくは調査相談員が子どもの約束をたがえた場合、どういったところがそれを歯止めにかけるのかというような御意見で、子どもの権利委員会を立ち上げたりしたらどうかというような御意見を頂いております。この辺りについては後で半田先生を含めてコメントを頂ければと思っております。

相談・申立てにつきましては、子どもは18歳までの定義となっていて、対象外となる子どもについての配慮について御意見を頂きました。この件は、子どもの権利部会でも出ておまして、直接考え方(案)のほうにも明記もしている旨を回答する予定となっております。

調査・勧告等では、個人情報の問題ですね。申立て本人が未成年というところでの整理を不安視されている声ですとか、努力義務ではなくて義務を課すことはできないのかというような御質問がございました。一応努力義務か義務かというようなところについても、後で半田先生、喜多先生にもコメント頂きたいのですけれども、こちらの子どもオンブズパーソンが、法令で、国の法律で決まっているものではございませんので、どこまで条例で義務を課せるのかというところには、慎重に考えていきたいというような内容で回答をつくっております。

それと、広報・啓発・学習です。こちらについては、もともと考え方(案)がオンブズパーソンの役割について説明している文章になっているんですが、オンブズだけではなく市が責任を持って広報すべきであるとか、職員に対する研修などの要望が御意見としては上がっていたところです。

その他調査員のところでは、専門性が必要という意見のほか、一般市民を加えるべきというようなお話をされている方もいらっしゃいました。

その他のお知らせの部分は、表現についてです。相談からの流れのイメージについては、相談があったときに期限を明示する必要があるという部分で、一応回答としては、迅速な対応を心がけはするんですけども、その子どもが望む解決方法が電話1回で終わるものもあれば、何度も対話を重ねていくものもあり、期限を一律に示すというのは難しいのではないかなと思ひまして、回答をつくっております。

用語解説の部分で、こちらのほうは私のほうが見直しミスというか、皆さんの議論から外れた内容になってしまっていて申し訳ないのですけれども、5ページに新たに追加

した用語解説の子どもの権利の啓発学習活動というものの解説についての御指摘になりますが、子どもの権利というのは身につけるものなのかどうかという問題提起がございました。

もちろん皆さんの中では生まれたときから持っているものであり、学ぶ中で身につけるものではないという認識はあったものだと思いますが、私のほうでこのような表現をしてしまったので、そちらについて、改めて皆さんと認識を統一できたらなと思っております。一応回答としては、権利は自覚するために啓発学習活動がある。もしくは、学ぶことができるようにという形はどうかと思っております。

子どもへの広報。参考の部分にも御意見頂きました。これらについては、今後リーフレット等を作成する上で、参考にさせていただきたいと思っております。

書式についても御意見は頂いております。

あと、条例化手続・パブリックコメントについて御意見を頂いておりました。こちらのほうとしては、本来であれば条例を策定する直前にパブリックコメントをかけるというのが市民参加条例の主な流れになっていくんですけども、その流れを取るものというのが、規則の第17条というところで規定しておりまして、そこに該当するものと、今回設置しようと思っている条例の立てつけというか、附属機関の設置条例という部分で見ると、今回のパブリックコメント、提言制度は、対象になってはこないものにはなってしまうので、市としては、考え方という条例に出てこない調整活動、調査相談員が申立ての前に行う活動から含めて子どもオンブズってこういうものなんだよというものを市民の方にも知ってもらうという意図で自発的に行ったような形となっております。

なので、通常の流れとは違うタイミングではありましたが、市の施策、子どもオンブズってどういうものっていうのを知ってもらうことを主目的として、パブリックコメントを実施したという結果がございます。こちらのパブリックコメント。せっかく皆さんから意見を頂いておりますので、こちらを考え方（案）とかそういったものに反映をさせていただきながら、それを基に子どもの権利部会もしくは子ども・子育て会議、本体会議のほうに御意見を頂きながら、条例案についてはつくっていくという形で考えておりますので、その旨を回答しております。

それと場所についての意見です。場所についても子どもが相談しやすいような場所を、安心して相談できるような場所を選んでくださいというような御意見を頂いております。それ以外の全体意見としましては、資料をお読みいただければと思います。

資料14については、雑駁ではございますが、以上です。

次、資料15を御覧ください。こちらは6月に実施しました子どもの意見聴取についての報告となっております。画面共有のものを持ってきてなくてすみません。お手元の資料を御覧ください。

パブリックコメントでも年齢は特に制限せず、子どもからも意見があればとは思っていましたが、やはり子どもにとってはどんな権限があるのかとか細かい部分、仕組みの部分というよりも、実際に使うときの使いやすさやなじみやすさというほうが大事だろうなというところで、3問に絞って意見を伺うことにいたしました。

方法としては2通りの方法を使いまして、主に小学生はキッズカーニバル実行委員会に御協力いただきまして、6月12、13日にブース出展をさせていただき、どんな制度ができるのか直接説明しながらボードにシールを貼っていってもらった方法を取りました。中高生には、隙間時間で取り組めるようにグーグルフォームを使用したウェブアンケートの回答をお願いすることにしました。

それぞれの詳細については資料のとおりとなりますが、試験的に学校支給のクロームブックのほうでのアンケートに御協力いただいた小金井第二中学校のほうから、中間テストの時期などと重なるので、期間を延長できないかというような相談も受けておりまして、本日は6月25日に抽出した速報値という形となっております。

回答の傾向としては、御覧いただいたとおり、問1については小学生でも中学生でも友達のことを相談したいと思っている子どもが多く、これは他市のオンブズでも最も多い相談内容であるようです。

問2については、小学生では直接会って相談したいという子どもが多い一方、中高生では、メール・SNSという回答が最も多くなりました。また、2つの方法を合算した結果を円グラフ、2ページ目の裏にしております。

問3の役職名については、子どもの権利サポート委員という名前が人気だったほか、ブースでの意見聴取では、ある小学生が「なんでも相談さん」という名称を考えてくれまして、それを張り出したところ、分かりやすくいいという賛同で、それに投票する小学生以下の子どもが多くいました。こちらの意見については、相談機関の場所の愛称など使えたらいいなと担当としては感じているところです。

これらの結果や今日の議論を踏まえまして、3月に中間報告をした権利部会の報告書や考え方(案)を最終的な形に修正し、報告としてまとめていければと思っております。

長くなりましたが、資料の説明は以上です。

○水津部会長 ありがとうございます。

事務局からは、本日は、パブコメ意見に対する検討結果ということで、資料14について意見が欲しいということでしたけれども、ここから少しそのことについて議論していきたいと思います。

皆さん何か御意見があれば、出していただければと思います。

○喜多先生 最初に1つ。よろしいですか。

○水津部会長 はい。

○喜多先生 最初に分かりやすいところというか、この前もちょっと分析しているときに言えなかったのも、忘れちゃいそうなので、最初に子どもたちの意見聴取実施報告のほうは、それほど議論になるところではないと思いますので、一言。僕が見たところを話したいのは、大きくキッズカーニバルに参加した子どもたちの意見とその後のウェブアンケートの意見とで非常に違いがはっきりしたんです。

何が違うかという、カーニバルに参加した子たちは、どんな方法で相談したいかということについて、ほとんどが直接会って話したいというこういう反応が、相談の仕方として子どもたちから非常に求められていて、メールやSNSというのは1%、1人しかいない。

ところが、ウェブアンケートのほうですと、裏になりますが、これはメールが逆に5割、48.8%ですか。121名で、会って直接話したいという人は66名で、26.6%なんです。これはすごく大きな違いだと思うんです。

なぜこういう違いが生まれているのか。子どもたちの相談したいというときの意識の前提になっている環境の違いというのが大きいと思うんです。カーニバルのほうは、明らかにみんなでわいわい騒いでいる状態の中でのアンケートですよ。僕はどちらかという、居場所系相談スタイルというんでしょうか。

後者のウェブアンケートはインターネットとか、あるいはライン相談とか、という、言わばみんなで会ってわいわいじゃなくて、バーチャルな関係性の中で相談するときは圧倒的にメールやSNSのほうが使われていると。

ですから、今後オンブズが相談活動をしていくときに、非常に、大きく言うと居場所系の相談とネット系の相談という、大きく2つの領域で子どもたちの相談の仕方というものを工夫するといいいのかなというのをこの実施報告からそんなことを読み取れました。

以上です。

○水津部会長 ありがとうございます。カーニバルは実際に来ているお子さんが低年齢というか、小学生。

○喜多先生 年齢もそうなんだね。

○水津部会長 もありますし、そこに来るといふことの、喜多先生のおっしゃるようなものと、あと中高生にネットで取ったというのは違いが当然出てくると思うので、ただ私は中高生のネットの中でも「直接会って」というのも結構あるなというふうに感覚的にはちょっと思ったりとかしたので、やはりそのどちらもが必要で、相談方法としてはあるのだなというふうに再認識というかいたしました。

事務局はいいですか。

○児童青少年係長 御意見ありがとうございます。子どもの意見聴取については、方法も違えば水津部会長がおっしゃっていたように、取れた年代も違いました。キッズカーニバルのほうは高学年の子もいなくなかったんですけども、低学年が多かったですかね。桑原さんが、多分その辺年代のを持っていると思うんですが。

ウェブアンケートのほうは、中学生、高校生をメインターゲットに実施しまして、もちろん小学生以下も、もしくは中高生でなくても答えられるような形にはしてありましたが、一番大きなというか年齢が多かったのは中学生ですね。という形なので、年齢差による回答も見て取れるのかなとは思いますが。全てが同じ分母ではないので、一概に言えるところではないんですが、興味深い結果が出たかなとは思っております。

ちなみにキッズカーニバルのメール・SNSの1名というのは、幼稚園の未就学児のお子さんが貼ってくれました。

桑原さんから補足ありますか。

○桑原コンサルタント 今集計の数を見ていたんですが、幼稚園・保育園に通っている子どもたちが18名程度回答してくださっていて、低学年は50名弱答えてくれています。高学年はめっきり減って30ぐらいなので、やはり低学年が50と高学年30なので、低学年が基本的に答えてくれていたなという印象でした。

以上です。

○児童青少年係長 一応当日の活動した感じはこんな感じで。

○水津部会長 今そのときの写真が画面に出ていますけれども、そんな感じですね。

○児童青少年係長 そうですね。こちらで説明をしながら、こちらにシールを貼ってもらう。

○喜多先生 なるほど。

○児童青少年係長 こんな感じで貼ってきてもらいました。

○水津部会長 そうですね。こんな感じで進めましたので。ありがとうございます。

あと、ほかのところとかまた何か御意見があればと思うのですが、パブコメの回答を御覧いただきつつということで。先ほど、この辺は半田先生にまた御相談と言った部分が幾つかあったと思うのですが、その辺のところから行きますか。

○半田先生 せっかくなので、喜多先生がコメントしてくれていたところの資料15に関してですが、僕も初日に参加させていただき、ありがとうございました。

僕のほうからは、オンブズパーソンは何なのかというような単語の講演のようなことをさせていただき、パブリックコメントにいろいろな意見が出やすいようなオンブズの歩みであったり、他自治体の状況であったりというようなことを報告させていただきました。

そして、子どもの意見聴取実施報告のところから見られるように、どんなことを相談したいですかとか、どんな方法で相談したいですかというのは、いろいろな子どもが多様な方法で、あらゆる子どもに関わる相談ができるようにというところが1つオンブズのポイントにもなっているのかなというように思います。

よって、子どもに優しいやり方で相談を受け付けるために、電話であったり、会って直接ということであったり、今回ウェブアンケートで多かったようなメール相談とか、手紙に関わる相談とか、なるべく多くのチャンネルを用意することができればいいのではないかなとも思っております。

メールに関わる相談については、例えば世田谷区とかは、メールの相談も受け入れているんですけども、他自治体の中ではメール相談というものは、一番最初の入り口のところではメールを使うだけけれども、それ以外のそのメールというのは、あくまでも入り口であって、相談を継続していくには直接会ってというようなことにつなげていきたいというところも多いですが、小金井の場合はどのような形で相談を受け付けるかということは、これから検討していけばいいのかなと思いました。なるべく多様なチャンネルを用意することができればいいのかなと思っています。

SNSによる相談というのは、ライン相談とか幾つかの自治体で取り入れているところもあるんですけども、札幌市は、ライン相談を一時期実験的に導入し、その効果みたいなものは確かにあるにはあるのかなとはいうようにも思いますが、SNSの相談を

受けるのかどうかということは、慎重な議論というものがこれからも必要になってくるのかなとは思いますが。

まず子どもの意見聴取に関して少しだけコメントさせていただきました。

○水津部会長 ありがとうございました。

そうしましたら、次のところについてもよろしいでしょうか。次のところからいいですか。前田さん、ちょっと。

○児童青少年係長 一応私のほうで、皆さんで御意見どうなのかなという回答の部分で一応つくってはあるんですけども、このままでいいのか、認識をお聞かせいただきたい部分としては、3ページ目の職務・責務の部分で、オンブズ自身の評価・監視についての整理です。こちらのほう、事前の打合せの段階でも半田先生からお話を伺って、一応それを酌むような形ではつくっているんですが、これだけ見てもどうしてそう思っているのかが伝わりづらかったらあれかなと思ひまして、もう一度半田先生。

聞こえていましたか。

○喜多先生 全然聞こえていない。

○児童青少年係長 すみません。今は大丈夫ですか。

○喜多先生 今は聞こえています。

○児童青少年係長 はい。そうですね。何でしたっけ。3ページ目の職務・責務のところ、オンブズ自身の評価・監視についての整理については、皆さんと認識が合っているのかどうか。こういう方向で考えているけれども、どうなのかというところは一度お話をさせていただきたいと思っています。

それと、そういうのが5か所ぐらいあるんですけども、5ページの調査・勧告の部分での、先ほどの保護者への承認のない場合の調査権というところの整理。個人情報の保護とか人権の配慮とかその辺りかなと思いますが、それと、5ページ、同じページの下の部分で条例で規定できる努力義務なのか義務なのかという部分。あと、9ページ目の先ほど私のほうであらかた御説明はしましたが、権利は身につけるものなのかどうかというところを改めて皆さんと認識を新たにしたいと思っております。それと12ページの条例化手続。こちらは先ほど御説明したとおりではあるんですが、もう一度触れたいとは思っております。主に私のほうから皆さんの御意見、この整理で大丈夫と確認したいところの優先事項をつけるとしたらこの5つになっています。

3ページ目の職務・責務からいかせていただいてもいいですか。その前の基本方針と

かあるようだったら、先にそっちからでも構いませんけれども、いかがでしょうか。

なさそうなら、職務・責務からいきたいと思います。ここは、先ほど御案内、概要を説明したんですけれども、オンブズを監視する制度設計にしてはどうかというような趣旨、御意見になっております。

半田先生からいいですか。

○半田先生　　そうですね。職務・責務のところですね。3ページのところ、7ページのでしたっけ？

○児童青少年係長　3ページ。はい、そうですね。

○喜多先生　　3ページ。監視の問題が。

○児童青少年係長　そうですね。

○喜多先生　　監視機能を高めるべきだという意見が出たところですね。

○児童青少年係長　はい。

○半田先生　　すみません。僕が今止まっていました。

○喜多先生　　前座を僕やりましょうか。

○児童青少年係長　そうですね。じゃあ、喜多先生、お願いします。

○喜多先生　　要するに、3ページ目の4行目ですか。実際に川西市で発生した学級崩壊事案についてというところのくだりで、実は今川西市が大問題になっています。このオンブズをめぐって。市民集会を開かれたり、これまでのオンブズが総動員されて意見書を出したり、いろいろ川西のオンブズがもう20年以上たつんですけれども、きっかけは川西のオンブズがこの学級崩壊問題に対して、学校で自主的に解決できないという判断をして、教育委員会が介入して、こういう問題は処理したらどうかという提案をされたんです。

通常は学校の中で解決すべき問題なので、かつ、残念ながら今回のオンブズの方々が、学級崩壊しているクラスの子どもたちに聞き取り調査していないんですね。つまり本来オンブズというのは、子どもに寄り添う第三者という考え方で、子どもたちの気持ちに寄り添うということが前提になっているのがオンブズの基本なんだけれども、それは理想論であると。川西のオンブズ。

その人たちは、それは理想だけれどもできないこともあるんだみたいな返事をされちゃったものですから、市民のほうからも批判が出ているというのが、まず前提にそういう事件があったということです。去年の暮れから今年にかけてです。

これについて、今市民集会や、あるいは今までのOB、オンブズOBがいろいろな問

題ではないかというふうに言い出してきていると。これに対して半田さんが、あまりそういう攻め方をしてしまうと、非常に自己防衛でオンブズがかえって独立性を妨げられているんじゃないかというそういう問題で、半田さんのほうからこの職務上の独立性とこのをどう担保すべきなのか。あるいは、監視機能という言い方でいいのかどうか。その辺りのところは半田さんからそこは説明していただけるとよろしいかなと思います。前座でした。

○半田先生 ありがとうございます。基本的にオンブズは独立性と専門性のある機関ということで、そのオンブズ自身の評価・検証をしていくということであったり、オンブズをチェックしていく機能というものは、基本的には用意されていない。オンブズに任せておけば子どもの権利の専門家であるし、しっかり子どもの最善の利益を確保するための方策というものを検討してくれるだろうということを前提に動いています。

よって、このオンブズというものは、例えば子どもの人権に詳しい人であるとか、人格高潔要件とか、そういうようなオンブズが選任されるということがポイントになってきております。

インターネット、大丈夫ですか。

そして、オンブズというのは、大体毎年年次報告書を作り、それを設置者に活動の報告をし、その内容を公表するというふうになっており、例えば、これはせたホッと的年次報告書ですが、こういう活動報告書。皆様にも配付させていただきましたように、こういうようなものを活動報告書として出し、それを設置者に報告するとともに、こういうような活動をしてきたというような報告みたいなものがなされます。

さらには年次報告会のようなものを市民に行いながら、市民から活動を評価・検証していただくということがとても重要なことになるのかなというように思います。

例えば、川崎市には、川崎市子どもの権利条例に基づき、子どもの権利委員会がつけられていて、子どもの権利委員会の中で、第3期に関しては、3年間かけて子どもの相談・救済という川崎市の中における事業というものがどのように機能しているのかということ点を点検・評価してくださいという首長からの諮問に基づいて、子どもの権利委員会がオンブズを含む相談救済機関がどのような形で行われているのかということの評価・検証をしたことがあります。川崎市においても子どもの権利委員会が毎年人権オンブズパーソンをチェックしていくというような体制にはなっておりません。

また、名古屋市には、子どもの権利擁護機関参与制度というのが設けられていて、そ

の参与というものは、どちらかというところ事務局とか行政がオンブズの独立性を侵害していないかどうかというものをチェックするために参与制度というものが設けられていますが、オンブズの独立性と専門性を尊重しているため、オンブズの活動をチェックするというような機能ではございません。

よって、この本日の検討結果のところにも書いてあるように、1つは3ページの一番下のところ。例えば「年次報告会のような形で市民と直接対話できる機会を設けたり、他市のオンブズとの交流等の中で、自助努力し、研さんを行うことが、ひいては子どもの安心感、満足度を高めることにもつながると考えています」というようなところは1つの書き方かなと思います。

ただ、この自助努力というのは、ちょっと表現を変えてもいいのかなと。例えば「自己点検し」というような言葉に変えてもいいのかもしれない。

そして、一番下のところに、まさに今日これは子ども・子育て会議の中の子どもの権利部会の中で、この仕組みをつくるということは議論されてきているわけですが、こういった子ども・子育て会議の中において、このオンブズ事業というものがちゃんと機能しているのかどうかということを検証というのかチェックしていただくというのは1つのやり方としてはとても重要なんじゃないかなと。

子ども・子育て会議の中では市民の視点も入りますし、また、子どもの権利に詳しいとか人権とかこういうものに詳しい専門家も入りますし、そういうようなところが、市民からの様々な声も受け止めながら、どんな活動をしているのかということに関しては、年次報告書等を見ながら確認をしていただくというのは有効に機能していくのではないかなというふうに考えます。

○水津部会長 ありがとうございます。そこまでのところで、皆様御意見を伺えたらと。

○鈴木委員 すみません。ちょっといいですか。

○水津部会長 はい。

○鈴木委員 子どもオンブズに関しては、我々の議論では、誰にお願いするかというのは結構重要だとは認識していたんですけども、そのお願いした先は信用に足ることが前提だったわけですね。

僕、この川西市の事例はよく分からないんですけども、そこに唾がついたというか、問題があったとした場合に、どういうふうなシステムで対応できるかということを議論しなければいけないというふうに思ったわけですが、例えば子ども・子育て会議とかに

もそういうのに詳しい人がいるから議論はできるとかチェックはできると言ったところで、それはよくないですよ、終わってしまっただけでは何の効果もないわけですよ。

だから、極端な話、任命してしまったオンブズが暴走してしまったような場合に、どういう対応が取りうるのかというようなことを心配したコメントのように見えるので、そこを何か払拭するような回答案がないといけないのではないかなと思いました。

半田先生のお話からすると、オンブズをチェックするような機構は、結局のところ、全国的にもなさそうということなんですよ。

○半田先生 はい。基本的には、その活動報告会みたいなところで、年次報告書とかを基に、市民がそれを「やっぱりこういうのはまずいんじゃないか」ということを検証してもらう。川西市なんか、結果として市民が川西のオンブズが出した提言というものはおかしいということで、市民からそれに対する疑義が出て、その市民とオンブズの中で話合いを持つ中、年次報告会の中でもその問題というものを丁寧に扱うべきだということで、オンブズが出した提言に対して、市民がどのように受け止めたのかというような意見書とか提言書みたいなものが出てきて、それらを踏まえながら、オンブズがどのように考えていけばいいのかというような議論を展開していく。

その中で、オンブズが過去のオンブズが取り扱った学級崩壊の事案では、どのように行っていたのかということや学ぶ機会というものをつくらなければいけないという認識に至り、過去のオンブズや相談調査専門員からそのお話を伺う機会を設けようと今しているんです。

こういうものは、市民からの検証を頂くような仕組みと。でも、仕組みというのかな。そのためには活動というものがどのような活動になっているのかという年次報告会とか年次報告書というのはとても重要なものであって、1ページや2ページのぺらで、ただ数値上のものを出すだけでは、オンブズの説明責任はできていないというふうに考えていくのかなと。

よって、ここの中では、条例上に活動の報告と公表というようなものを言っている中で担保していくのかなと。

また、オンブズには、解職要件というものが書かれているのがあつたわけですよ。オンブズが、その職務に足りないような心身の故障等があつたときには、首長は解職することができるという、そういう項目を条例に設けているところもあるんですけども、本来はそれは解職規定ではなく、そのオンブズの独立性を守るための規定であつて、オンブ

ズというものはそういうものがない限り、解職されないというのが本来的な規定のはずなんです。

ただ、日本は、いろいろ広がる中で、解職規定を設けているというようなこともあるので、もしかすると1つのやり方としては、そういうようなものを条例上の中で検討するということがあってもいいのかもしれない。

○水津部会長 ありがとうございます。

小川先生、すみません。ありがとうございました。

○小川委員 いいえ。

○水津部会長 今、パブリックコメントの対応に関して、資料の14のところの3ページ目、4ページ目辺りのところについて今議論を皆さんでしているところです。

それで、基本的には、オンブズパーソンの位置というものが、私は個人的にどこからの圧力も受けない場所にあるべきだと思っているので、すごく行政の顔色も見ない、市長の顔も見ない、市民の顔も見ないで仕事ができるということを保証することが一番大事なこと。何よりも見なきゃいけないのは子どもの立場なので、そのことを守るために、いろいろなところから縛られることをできるだけ少なくする。

ただ、その代わりに、半田先生がおっしゃっているような年次報告をきちんとするとか、年次報告会を市民参加でできるような場所を設けるとか、あと、このオンブズパーソン自体の組織が、のびゆくこどもプランの中に入っているものなので、子ども・子育て会議の中で審議をするということが、今の小金井市がやろうとしているものの中では一番近いのかなというふうに個人的には思っているので、単純にオンブズの人たちが何するか分からないから誰かが見張りましょうとか、別の組織をつくりましょうとかっていうことには、ちょっとならないのかなというふうには思っているところです。

ほかに御意見あれば。

○半田先生 今の水津さんからの意見を踏まえて、川西の中の議論の中でも出ていたんですけども、オンブズというものは、子どもの最善の利益のみに関心を持って活動をする仕組みなのだということを、市民側からの意見書の中でも出てきているんですよ。

そうすると、水津さんが言われるように、行政の目を気にしたり、教育委員会の目を気にしたり、市民の目を気にしたり、親の目を気にしたり学校側の目を気にしたりとそういうことではなく、子どもの最善の利益にかなった解決の仕方なのかということのみに関心を示しながら、対応していくということをどこかに入れてもいいのかなと思うわ

けです。

今回川西の場合は、市民からどういう意見が出ていたのかというと、これは本当に子どもの最善の利益というものにかなった提言ではないのではないかという疑義が出たわけです。そうすると、オンブズとしてはそうではないというようなコメントとかもいろいろ出したわけですが、誰が見ても、多くの人がこのオンブズがした提言とか解決に取った調整とか調査の手法というものがおかしくないというふうに思ってもらえるような、子どもの最善の利益を最優先する原則というものを書いたほうが、どこかがチェックするということを書くよりも有効なんじゃないかなと僕としては思いました。

○水津部会長 ありがとうございます。

○鈴木委員 いいですか。

○水津部会長 はい。

○鈴木委員 分かりました。つまり、ほかからチェックされるということが、むしろデメリットになるということなわけですね。多分そういうことが表現されている回答案になっているのかなと思うのですが、それがいまいち弱いのかなということだと思います。

だから、もうはっきりそう言ってしまってもいいんじゃないですかね。この会議の中で、共通認識が得られるのであれば、独立性こそが一番大事にすることで、年次報告でしっかりすることによって、検証して、運用していくのがよいというふうに決めたというか、話している。そういう方向性を目指しているというような回答案のほうがいいのかなというふうに思います。

○水津部会長 はい。事務局いかがでしょう。

○子ども家庭部長 まず、今半田さんと鈴木さんから言われているのは、多分3行目のセンテンスと4行目のセンテンスのところに、最善の利益の最優先という項目を前面に出した形になるかなと思っています。

それと、年次報告会の関係の記載なんですけれども、一応条例上は多分公表するというような形にはなると思っているんです。ただ、年次報告会をするしないというのは、我々が決めるというよりは、オンブズの皆さんの中で、そこで検討していく内容かなというふうに思っておりますので、あくまで現時点でここに書いてある「例えば」というような形で表現はさせていただければ。

ただ、制度的にこういう制度もあるということはお伝えをしていくというような形で、ここに関して、年次報告会までするというような形は、断言するのは様々。そういう思

いはあると思うんですけども、やはりある程度メンバーの中で決めていただくという形が1つあるかなというふうな形で事務局としては思っております。

以上です。

○水津部会長 年次報告のような形で、市民に公表するとかそういうようなことですよ。

○子ども家庭部長 公表に関しては、先ほども言った冊子みたいなものを作る形になります。それは市長に報告するとともに、ホームページ上には公表するという形にはなるというのが一般的だと思っています。

それを、市民向けの説明会みたいな形の年次報告会みたいな形になるかどうかというところまでは、ちょっとしづらく、ただ、ホームページ上記載してそれに関して何かありましたら、御連絡くださいということぐらいまでは一般的にも可能かなとは思っています。

ただ、全体の説明会というんでしょうか。報告会というような形まで断言できるかどうかというところは、メンバーの皆さん方に議論していただいてもいいのかなというふうな形の案件かなというふうに担当としては認識しています。

以上です。

○水津部会長 例えば市民に公表していくとともに、子育て会議で検証するとか、何かそういうことですよね。具体的に言うと。

○子ども家庭部長 多分、子ども・子育て会議のほうに関しては、今第4章の中に設置するというふうな形になっています。ただ、ここで当然オンブズができると、当然その活動というところにつきましても、やはりこのような活動をしているというのも、子ども・子育て会議の報告をしていくというふうな形になるかなと思っています。

それが、そのとき、部会みたいな形になるのか、また、子ども・子育て会議の本体になるのかというような形はあるかと思えますけれども、一応報告。この活動をしたという報告は子ども・子育て会議の対象というふうな形になっていくパターンになるかなというふうには、今担当として、一部個人的な思いもありますけれども、そういうふうな思いを持っています。

以上です。

○水津部会長 ありがとうございます。さっき言ったように、のびゆくこどもプランの中にあるものなので、子育て会議の中で評価点検の対象になる事案であるということが1個あるということと、そのときのやり方は、例えば今まで皆さん会議に出てきているので、いろい

ろあると思うんですけれども、皆さんの御意見の中で、例えばオンブズと話をしたりと
かってあるかもしれないですが、そのやり方はこの後話しすることであって、そういう
ような形で、点検というか、していくという仕組みはちゃんとあるよということが、し
かもなおかつ、さっき鈴木さんがおっしゃったように全ては子どものためにといいこと
が分かるような文章が1個入るといいことで、クリアできるのかなというふうに思いま
すが、よろしいでしょうか。

○半田先生 条例上に、こういうような年次報告会を必ずやらなければいけないということは別に
書かなくてもいいと思うんですよね。ただ、ここの検討結果の中で、このような形で機
会を設けたり……ということが書いてあるということを見無視してオンブズが運用する
というのは問題があると思うので、この辺り、今回ここに載せたものをベースにしながら、
条例上では書かないにしても、オンブズというものはその設置をするときの議論を踏ま
えて、年次報告会みたいなものをしたり、丁寧に市民と対話をしていくということの重
要性を理解しながら運用をしていかなければいけないのではないかなと思います。

そして、子ども・子育て会議における検証ということ、あえてオンブズ条例に書く
必要もないのかなというふうにも思うんです。それは、子ども・子育て会議のほうの
設置要領とかそういうようなことのところの中で、こののびゆくこどもプランの中に書
かれている計画における様々な事業というものを点検評価するんだということが書かれ
ていけば、あえてオンブズのほうの条例にそれは書かなくても生きていくんじゃないか
なと思います。

○水津部会長 そうですね。条例に云々というより、このパブコメの中で、子どもの権利委員会だっ
け。擁護委員会だっけ。みたいなものを立ち上げて、検証するべきだみたいなことがあ
ったので、それに対する回答としては、子育て会議の中で議論するというような返答と
いう意味でのがあったほうが、質問した方に対しての答えにはなるのかなというふ
うに思ったので、条例に入れる入れないとかいうことでの回答ではないかなと思います
けれども。

○子ども家庭部長 すみません。運用の中で検討していくというようなコメントを入れるという形でよ
ろしいですか。

○水津部会長 そうですね。

○長岡委員 すみません。半田先生と喜多先生にお聞きしたいんですけれども、勉強不足で大変申
し訳ないのですが、この川西市で発生した学級崩壊事案に関して、先生方は、喜多先生

は子供から事実確認をしていなかったということを先ほど教えていただいたんですが、そのことについて、オンブズパーソンの役割としては、先生方の見解はどうなのかなというところが気になったんですが、オンブズパーソンとしての対応がやっぱり悪かったのか、すみません。お教えいただけると助かります。

○水津部会長 何か御回答いただけますでしょうか。

○喜多先生 半田さんからは詳しくお話ししていただければと思うんですが、要するに、僕は非常に印象に残っているのは、オンブズパーソンの歴代オンブズのOBの人たちと現役のオンブズの人たちとのオンブズ間の違いみたいなものが、少し浮き彫りされていたんです。現役のオンブズの方は、さっき申し上げたように子どもに寄り添うとか、子どもの気持ちをちゃんと踏まえて、子どもの意思や気持ちを踏まえて問題を解決していくという、これは理想であるけれども、それは現実的に難しい場合があるというふうな言い方をされていたと。

そこは、かなりOBの人たちと「いや、オンブズはそういう形じゃない」と。理想ではなくて、それは本来は目的であり、オンブズそのものの目的というか、子どもの意見を聞くということが本来オンブズの職務の基本なんだと。理想ではないと。その辺りにさっきから子どもの最善の利益にのみ寄り添う、そういうオンブズということも出ましたけれども、そういう意味では子どもにちゃんとヒアリングするというか、子どもたち学級崩壊の問題に対する対応を考えていくときに、子どもたちにきちんと聞くというのは、むしろ職務上の義務というか、それは理想だからやれない場合もあるんだというふうに言ってしまうと、それはオンブズの本質に反するんじゃないかというそんなところがすごく私は印象に残っています。

半田さんのほうで、あと何かありましたら、よろしく願いいたします。

○半田先生 これまでオンブズに関わられていた事務局をされていた方であったり、オンブズパーソンであったり、相談調査専門員の方がこの提言に関しては、課題があるというような話を。なぜ問題あるかという根拠を基に議論を展開されているというのが、1人や2人ではなく複数の方々から出るというのは、市民がオンブズとして果たす役割とか、これまでオンブズパーソンが活動していたやり方とか技能を踏まえると、課題があるというふうに意見が出てきたのが、まさに我々が、どっちが正しいとか正しくないとかか評価するまでもなく、それがまさにオンブズの中で、オンブズが今回した提言の問題性というのか課題として現れているのかなというふうには思います。

ともかくにもオンブズというのは、川西市の場合ですけれども、川西市民がオンブズに相談すれば安心して解決につなげてくれる。また、個別具体的な事例から意味ある制度改善や提言をしてくれるというような期待感というものを裏切ることのない子どもの最善の利益、原則に基づいた運用というものが、改めて今求められ、そういったオンブズの理念というものを、こういうものは制度がつけられたときには、条例をつくったところに関わっていた人たちが参加をしたり、市民が注目しながらチェックをしていきますが、これが何十年と続く中で、オンブズの運用や設置されたときの理念というものがちゃんと受け継がれるような形の運営をしていくということが、とても求められているんじゃないかなということを改めて僕としても話しています。

○水津部会長 ありがとうございます。

○喜多先生 ちょっと付け加えますと、よろしいですか。

○水津部会長 はい。

○喜多先生 川西も20年以上たって、何代も何代もオンブズ、あるいは専門調査員も人が入れ替わっていくわけですね。世田谷区でオンブズがいろいろ活動していて、小金井がオンブズやり、今私が担当している武蔵野市でもオンブズをつくる。後発の豊島区もまたやるようだけれども、そうすると、人材というか、オンブズや専門調査員。子どもに寄り添えるそういう相談員をどれだけ確保できるかという人材資源の問題がどうしても出てくるんですね。

ですから、そういう部分での養成や研修というものを背景に押さえておかないと、最初はいいんですけれども、何十年かたつといろいろな人が入れ替わってきて、こういう事態もあり得るということですね。

ただし、半田さんが今中心になって、全国の自治体シンポジウムというのをやっているんですけれども、必ず非公開のオンブズの全国的な研修会、報告会、交流会をやっているんです。実践交流です。非公開ですけれども、そういうところでオンブズ同士で研さんする。そういう仕組みが今、研究所が呼びかけてつくっておりますので、半田さんがその中心メンバーで、全国のオンブズの交流会を毎年やっているんですけれども、そういう形で、最初は経験不足の方もオンブズの研修会の中で鍛えられていくような、そんな仕組みをつくっていくのが大事なかなというふうには思っております。

以上です。

○半田先生 今、喜多先生が言われたところが、4ページの一番上のところに書いてある他市のオ

ンブズとの交流等の中でというところなのかなと。これ、他市、市だけではなく区もあるし、県とかもあるので。

○喜多先生　そうですね。東京都内での研修会がもうそろそろ成り立ちますね。半田さん中心にやってもらって。国立市と西東京と、もちろん世田谷があり、もちろん目黒もあるんですけども、なかなか出てくれないし本当に困っているんですけども、そういう都内でのオンブズがかなり増えてきますと、東京都の中での、非公開でいいから、オンブズの実践交流会みたいなことを定期的にやっていくということが今後大事になってくるんじゃないでしょうか。

○半田先生　具体的なところだと、東海地区が今そのような形で、名古屋市、豊田市、その他多治見市とかいろいろなところの自治体のオンブズが、まさに実践交流のようなことを始めていますので、そういった意味ではこういった関東地区の中におけるオンブズのネットワークというものをつくっていったりしていくのが求められているんじゃないかなと思っています。

もう世田谷区ができたときから、ずっとこういうようなことは話題になっていたんですが、なかなか、じゃあ例えば小金井市ができた。じゃあ小金井市の事務局が呼びかけて、いろいろなところのネットワークを組んでいくというようなことも難しい実態もあるのかなとは思いますが、でもこういったことが求められているし、何らかの形でこういう交流とかが必要になっているということは間違いないことなんじゃないかなとは思いますが。

○水津部会長　ありがとうございます。

長岡先生、よろしいでしょうか。

ちょっと時間的にももう来ておりますので、次に進めさせていただければと思います。次5ページの調査・勧告の保護者の承認のない場合の調査権についてということの整理が、先ほど前田さんのほうからもあったと思うんですけども、これに関してはいかがですか。この御意見に関しての回答を見ていただいてということになると思うんですけども、すぐに難しければ、前田さんから先ほど趣旨の説明があったと思うんですけども、もう1回ちょっとだけかいつまんで言っていただいて、もしあれだったら後ほどでもメールでもまた御意見というのがあると思うので、お願いしていいですか。

○児童青少年係長　この調査・勧告等についての1つ目ですね。申立て内容によっては、保護者の同意が得られない場合は聞き取りができないというようなことがないのかというような心配

の御意見です。

回答としては、未成年ではありますけれども、本人がどう思っているか。子どもがどう思っているのかを一番大事にするのがオンブズの一番大事にしなければいけない核の部分だとは思っておりまして、本人が例えば相手に自分が言ったことを知られたくないというような場合だったりとか、いやいや中に入って、友達同士で話をして解決したいだったりとか、いろいろなその子が望む解決方法ってあると思うんです。

その中で、保護者を通して調査をしていかなければいけないものももちろん想定はできるかとは思いますが、保護者の同意が取れない状態自体が、その相談してくれている子にとっては最善の状態ではなかろうということで、相手の保護者も含めてそのことの間係を調整していくというような立場、行動がオンブズの役割であろうということで整理をし、このような書き方をさせていただいています。

半田先生、何かありますか。

○水津部会長 半田先生、この辺のところ、実践も踏まえて何かあれば。

○半田先生 ちょっと分かりにくい表現になっているかなという気はします。今実践も踏まえてということだったので、世田谷区の場合、この調査の同意というのは、世田谷区子ども条例施行規則の第7条に書いてあります。どう書いてあるかというのを今ちょうど手元にあるので読みますと、擁護委員は調査をする場合において、調査が権利を侵害された子どもまたはその保護者からの申立てによるものでないときは、同意書により、当該権利を侵害された子どもまたはその保護者の同意を得なければならない。ただし、当該子どもの生命または身体の保護を図るために必要がある場合であって、当該子どもの置かれている状況等から同意を得ることが困難であると認めるときは、同意を得ずに調査をすることができる。

すなわち何が書いてあるかというと、本人以外の人から申立てしたほうがいいんじゃないかという場合には、子ども本人またはその保護者の同意を得なければいけないんだと。ただ、どうしてもその本人の同意が得られない場合の中でも、調査をしなければいけない虐待案件とかいろいろな場合には、同意を得ずに調査をすることができるんだという書き方がしてあるんです。

なので、原則同意は得なければいけないんだけど、そうじゃない場合もあるんだというような書きぶりでもいいのかなと思います。

○水津部会長 あ、固まった。大丈夫ですか。

○半田先生　　なので、事務局のほうで、他都市の調査の同意に関わることを幾つか調べていただきながら、多分調べていただいた上でこういうような表現に落ち着いたのかもかもしれませんが、そうですね。原則同意を得なければいけないんだけど……みたいなことのほうが、読んでいてスッキリするのかなという気もしました。

○水津部会長　　もうちょっとシンプルに、すごく必要な場合には親の同意が得られなくても調査ができることもある、みたいな感じになるのかしら。

○子ども家庭部長　　基本的にどこの自治体も大体同意が必要だというふうな形で書かれていまして、その代わりに、オンブズが特に認めた場合この限りでないというような形で、条例で明記をしている自治体はかなり多いです。

　　ですので、そういった直接的にそういうような書き方も含めて、ちょっと皆さんで今もんでもらえればなど。状況によれば、規定はせざるを得ないところだとは思っております。

　　ただ、実際オンブズがどういう場合に認めるかというところについては、様々な意見があるかなと思っておりますので、原則としては同意を求め、状況に応じてオンブズのほうで対応させていただく場合もあるというような形も含めて考えたいと思います。

○水津部会長　　ありがとうございます。やっぱりそこにあるとないとでは、今後が違ってくるのかなとも思うし、こういう機運が上がっているということは受け取って、そこがもう少し分かりやすく踏み込んだ表現もありかなと思うので、ちょっと御検討できたら、よろしいでしょうか。

○児童青少年係長　　はい、分かりました。

○水津部会長　　あと、その下の義務なのか努力義務なのかということもこの間ちょっと話になったかと思うのですが、ここら辺はいかがですか。要するに公的な施設じゃなくて、民間施設の場合に協力する義務なのか、努力義務でいいのかということなんですよ。

　　これは半田先生、いかがでしょう。

○半田先生　　そうなんですよ。例えば、都立の学校とか、民間施設とかいうところに、どこまで義務を課すかということは、実のところなかなか難しいところなのかなというように思っており、市の関係機関にはそういった義務を課すことはできても、それ以外のところは、積極的協力義務みたいな。積極的協力義務とか努力義務とかいうような形で収めるしかないのかなと。

　　下4行の書き方はなるほどなと思ったところは、この制度の趣旨を理解した上で子ど

もの権利救済という目的のために同じ方向を向いて協力できる関係を築くことが重要であるということは積極的にこのオンブズの趣旨に基づいて、協力してくれということなのかと思います。積極的協力義務みたいな、そんなような表現で書いてもいいのかなという気はしますが。

○水津部会長 どうですか。何か御意見があればと思うんですけども。分かりやすいのか分かりにくいのかみたいな。

○児童青少年係長 今は、考え方（案）、パブコメで示したところでは、市の関係以外は可能な限り協力するよう努めなければなりませんという表現を使っております。

可能な限りを抜いた場合は、努力義務の普通の書き方ではあったのかなと思うのですが、今半田先生のおっしゃっていたような積極的努力義務。

○水津部会長 協力。

○児童青少年係長 協力義務みたいなニュアンスで、ちょっと強め、ぎりぎりこのぐらいかなというのが、考え方（案）を整理したときの状態でございます。

以上です。

○水津部会長 ということです。

○小川委員 小川です。

○水津部会長 小川先生、はい。

○小川委員 幼稚園・保育園から小学校に上がる時の、個人情報だから白紙で出すようなところもあったりするじゃないですか。そういうことを考えると、やっぱりこのオンブズの趣旨をしっかりと先生方に把握していただかないと非常に難しいなというのは物すごく感じますね。すぐにいろいろなところで「個人情報ですからお話しできません」というようなことが。学校の中で課題があるお子さんのことで、幼稚園・保育園等に聞きにいったときに、よくそういうことを言われますので、難しいなと思いつつ、いかに理解していただくかというのは大事だろうなと思います。

以上です。

○水津部会長 だから趣旨を理解していただいて、子どものための最善をみんなで尽くしましょうということの下に積極的に努力していただきたいということが分かるように表現するということで。

また、細かいニュアンスとかありましたら、後で、後ほどメールとかもあると思うので、一応イメージとしてはそういうことということで、次行きたいと思います。

○子ども家庭部長 すみません。1つだけ、すみません。半田先生、ちょっと伺いたいですけれども、世田谷のほうで、相談以外に多分勧告とかっていうことをされた場合、民間企業に一定お願いをします。ただ、それに関して回答が返ってこなかった場合、またお願いをするとか、そういうような形の事例というのはあるんでしょうか。

要は、協力の義務なので、そのままの状態の可能性もあるかなと思っています。その追いかけていうんでしょうか。どうなりましたかという確認というんでしょうか。そういったようなものを世田谷ではやっているのかどうかだけ、もし分かるようであればお知らせ願えればと思います。

○半田先生 ありがとうございます。そういった民間施設に、公的文書の中で、こういうような改善をしるというようなものは出していないんで、そういった意味では、事例としてはないということですが、もし事例としてあった場合には、本当に趣旨を理解していただくよう、継続してお願いをし続けるということでしょうか。

多分、そのようなお願いをしても、拒否されるということは、なかなか考えにくいんじゃないかなと。それこそ、オンブズの出しているものが、誰が見ても子どもの最善の利益にかなうような提言とか要請であったならば、向こうも理解してくれるんじゃないかなと思います。

ただ、そういうようなことがあっても来てくれない場合は、公表というようなこともやり方としてはあるのかなと思いますが、なるべくそういった権限は使わないような形で運用していくのがいいんじゃないかなと思っています。

○水津部会長 ありがとうございます。そうですね。

じゃあ、ちょっとそこは一応御理解というか、皆さん考えていただいて次のところなんですけれども、これは権利は身につけるべきもの云々のところなんですけど、単純に表現が違ったのかなということだと思んですが、これは要するに権利というのは、もともと生まれながらに持っているもので、趣旨が違うんじゃないですかというお話だったので、子どもは自分に権利があることが自覚できるように、とか、子どもの権利を学ぶことができるようにとかってというような文言でってということで、いかがですかということですね。前田さん。

○児童青少年係長 はい。先ほどの資料説明のほうでも「ごめんなさい」ってさせていただきましたが、このような修正の方法でいかがかなと思い、御意見を頂きたいと思います。

○水津部会長 いかがですか。

○児童青少年係長 どちらがしっくりきますかね。

○水津部会長 自覚するか学ぶか。あるいは、もっといい表現があれば、もあるんですけども。

○児童青少年係長 この辺もメールで、後で御意見頂ければと思います。

○水津部会長 はい。進みます。

○児童青少年係長 そうですね。30分ぐらいなので、あと12ページの……。

○水津部会長 12ページですね。

○児童青少年係長 この考え方(案)を修正した後、条例案についても、子ども・子育て会議のほうに御意見いただきながら策定していこうと思っているんですが、その条例案についてももう一度パブリックコメントをしてほしいというような御意見を頂いております。

先ほど資料説明のほうでお話したような内容が回答のほうに入っておりまして、一応市民参加プロセスとして、当初から考えていて、皆さんに御説明していたのが、そうですね、子ども施設の関係者ですとか、保護者からだったりとか。

もともと、この子どもの権利部会を立ち上げたときから説明しているんですけども、まずはこの子ども・子育て会議。子どもの権利部会というところが、市民参加のある附属機関であったこともありますので、考え方をつくるところから、皆さんの御意見を伺って、つくり上げてきております。

本来であれば、条例案でパブリックコメントをかけるものとかっていうのが、市民参加条例施行規則というもので決まっているんですけども、そこの提言制度の内容に入ってくるような条例の立てつけ。例えば子どもの権利に関する条例をいじるだとか、そういったものであれば、もちろんそのタイミングが、パブリックコメントをかけるタイミングだろうと思いますが、今回は機関設置条例としての立てつけを考えておりまして、条例、条文に反映できるものだけではなくて、その周辺の相談する子ども相談室とか、その部分も含めて、子どもオンブズパーソンという制度をつくろうとしているものを、どういったものだよというのを理解してもらうのが主な趣旨として、今回この考え方(案)が出来上がったタイミングでパブリックコメントを入れさせていただいています。

なので、市民の皆さんからパブリックコメントで頂いた御意見も、子ども・子育て会議もしくは子どもの権利部会のほうで頂いた御意見も、全て踏まえた形では制定しようと思いますが、条例(案)を上程するときにかけるという予定では、今のところないという状態です。

以上です。

○水津部会長 立てつけ上、パブコメをそこで取るものではないという認識でいいのかしら。

○児童青少年係長 そうですね。例えば、子ども・子育て会議も、設置条例というのがあるんですね。それも附属機関の設置条例になるんですけれども、子ども・子育て会議を設置しますよ、どこが事務局やりますよ、メンバーは何人以内ですよとかっていったような設置条例について、パブリックコメントってかけないんですね。それは、やり方を設定するための条例という形なので。

今回子どもの権利部会で考えている子どもオンブズパーソンも市長の附属機関として設置をしようと考えておりましたので、同じ附属機関の設置条例としては、条例の制定時には、パブリックコメントをかけるのはなじまないだろうというところで、今回は変則的なところで、自発的にかけているというところになります。

○水津部会長 ということなんですけれども、どうでしょう、というか、基本的には本来かける必要のないものなんだけれども、皆さんの御意見を伺うために、この考え方（案）をまとめるに当たって、市民の意見と子どもの意見を取りましたよというのが、今までの経過なので、今後はこのままの形で進めていきますって御回答になるということですね。

○児童青少年係長 そうですね。市民の意見を取り入れたくないと思って閉鎖的にやっているわけではなく、この場でも皆さんと議論をして、考え方つめてきていますし、今回頂いたパブリック……。止まりました？ すみません。本当にちょっとアンテナが悪くて。何でしたっけ。パブリックコメントで頂いた御意見についても、無視するつもりもありませんし、今後運用の中でも、先ほどの半田先生の御意見にもありましたけれども、年次報告書で報告した内容とかも含めても、様々な機会で市民の方から御意見を頂いて、運用を変えることというのは、もちろん今後もあると思っています。

なので、条例化が済んでしまったから意見が言えないというものでもないですし、運用を様々な皆さんからの御意見で反映していく中で、信頼されるオンブズになっていくんだろうなと思っております。

以上です。

○半田先生 このところの文章で若干気になったのは、市民への啓蒙活動ってあるじゃない？ 啓蒙って言葉は違う言葉に変えたほうがいいだろうなというふうに思いました。市民への一層の理解が必要とかってというような形に変えていったほうがいいだろうなというふうに思いました。

いかがでしょうか。

○水津部会長 はい、いかがでしょうか。

○児童青少年係長 ありがとうございます。修正をさせていただこうと思います。ちょっと文言は考えます。

○水津部会長 ほかに御意見いかがでしょう。

○鈴木委員 すみません。いいですか。

○水津部会長 はい、鈴木さん。

○鈴木委員 これ、意見で出ているのは、要するに条例制定時も意見が言いたいということですよ。きっと。で、回答としては、既に市民の意見は取り入れているからということだとすると、入っている僕が言うのも何なんですけれども、ちょっとフェアじゃない部分もあるんですよ。

というのは、子ども・子育て会議の下に設置されているこれでやっているの、もう最初から子ども・子育て会議に入っていなかったら意見を言う場面もないわけですよ。子ども・子育て会議の委員を公募もしていたんですけども、その公募の中で、こういうことをやるんだって宣言していれば、そこにあったはずだっていう筋は通るんですが、それが無いんだとすると、言う機会がなかったって思う人が、もしかしているかもしれないですよ。

だから、そこに対する何か回答みたいなものがあるといいなというふうに思います。

○水津部会長 はい、事務局。

○児童青少年係長 御意見ありがとうございます。確におっしゃるとおり、子ども・子育て会議の委員を公募するときには、オンブズを設置しますというような流れにまだなっていなかった時期かなと思います。その後、出てきたのかな。

平成30年の定例市議会で陳情が出されて、そこからオンブズをつくろうという流れで今きているところではあるんですけども、すみません。時期については、明確には記憶がなくて申し訳ないんですけども。

○鈴木委員 優先的に議論はすべきだということは、前々から議論はあったと思うんですよ。役所の手続上どうだったかというのは取りあえず置いておいたとしても、重要なことで、つくっていかうという話はあったと思うんです。

ただ、それが子ども・子育て会議の下で議論をするというのが決まったっていうのは、もうちょっと後の段階だったと思うし、少なくとも子ども・子育て会議の募集をかける

ときに、こういうことにも参加してもらうので、こういうことに参加したい人は出してくださいねというようなアナウンスがあったんだったらフェアだと思うんですけども、なかったんだとすると、アンフェアな部分があるんじゃないかなということなんです。

だからちょっと難しいかなと思うんですけども、何か意見を言える機会が欲しいぞというようなコメントだと思うので、現実的にはこの会議に一任してくださいということが本音なのかもしれないんですが、ちょっと気になるなというのが個人的な感想です。

○児童青少年係長 ありがとうございます。

○小川委員 このことがあったから、パブリックコメントを徹底させていくということだったんじゃないの。子ども・子育てで人権をやるというのは、かなりの英断というか、ここでやるということに決まったのは、かなり進んだ考え方だったなというふうに思ったんです。

本来だったら、別に立ち上げて、オンブズの委員会か何かをつくっての話だったんだらうけれども、小金井市としてなるべく早くやっていきたいよねっていう思いと、私たちの委員会の中で一致した意見だったので立ち上がっていたと思うので、鈴木さんが言うように、確かに募集のときにはなかったけれども、市民の意見を取り入れて、それから傍聴の方の意見なんかも取り入れてやってきたっていうことプラス、だからこそパブリックコメントでいろいろ意見出してねっていうことになったんじゃないのかななんて思ったんだけど、どうでしょう。

○児童青少年係長 ありがとうございます。そもそも子ども・子育て会議の皆さん、時間もないのであれなんですけれども、子ども・子育て会議の皆さんと権利部会。子どもオンブズを考えようと思ったきっかけというか、流れというのは、のびゆく子どもプランの第2期策定するとき、子どもの権利条例の推進計画としても整備するために、まず子どもの権利部会を。そのときは計画を策定するための部会として設置をし、喜多先生を含め専門的な知識もお借りしながら策定をさせていただいた経過がありました。

そのメンバーが、次のというか、今の子ども・子育て会議の中にもいらっしゃるというか、大勢いた関係で、少なくとも一般市民よりは子どもの権利について、1年間議論をして、土壌ができた状態の方で、さらに、なおかつ市民の視点、目線も持った方たちというところで、オンブズを検討するための子どもの権利部会の委員として適任ではないかというところで、子どもの権利部会を、別の目的ですけれども、設置をさせていただいて、オンブズについて、今度は半田先生にも入っていただいて、検討をしてきたというような経過にはなっております。

小川先生のおっしゃるとおり、市側も、このメンバーだけで考えたものが市民に受け入れられるのかも分かりませんので、パブリックコメントなり子どもの意見聴取なり、いろいろな機会を捉えながら、少しでも多くの市民の方の意見を取り入れたものをつくっていかうということで、今ここまで来たところということです。

今後、さらに足りないよということであれば、どういったことができるのか検討はしたいとは思っております。

以上です。

○水津部会長 要するに条例案になったときにどうするかということですよね。

○児童青少年係長 そうですね。恐らく一番早く条例案として見せられるとしたら、8月、皆さんの任期が明ける前の子ども・子育て会議のところで、間に合えば提案できるかなと思っております。

その後のタイミングになってしまうと、今お伝えしたような土壌のある方、知識のある方というのがどのぐらい残っていらっしゃるのかも分からない。新規の委員さんという形になりますので、そこでの諮りよりは8月上旬にはと思っています。

その条例案を、例えばちょっとまだそれができるかは分からないですけれども、今回のパブリックコメントの結果の公表と併せて、市民の皆さんにも見ていただいて、何か御意見があったら事務局までどうぞみたいな形もできるのかな。ちょっとその辺、具体的にそういったことをパブリックコメントでやったっていうような事例を私は記憶がないので、市民参加条例の担当部署とも確認しながらですけれども、何かできないかというのは、確認はしたいと思います。

○水津部会長 じゃ、そういう書き方にしたら。予定はないとか、今みんなで行っているからいいんだよっていうふうに伝わりきらないように、今後も皆さんの御意見をどこかで図るとか何かそういうようなニュアンスのことを、パブコメとはっきり書かなくても、何か付け加える努力をすとか、というようなつけ方にすとか、何かそういう形で、とにかくいろいろ手続きを複雑にすると、施行がどんどん遅くなるので、それもよろしくないかなと思うんですね。

なので、別に急いでいるとか内緒にしているとかっていうわけじゃないんだけど、できるだけ迅速に、皆さんの御理解を得ながらということが大事だとは思っているので、そこ、ちょっとどっちでも取れるようないい感じの表現を入れるっていう感じでいけたらなど。

鈴木さんがおっしゃるように、この会議のメンバーは市民だから、市民でつくって

るんだから、もうこれで市民参加になっていますよということだけでは、御理解は難しいかなというところはあると思うので、その工夫を少し頂ければと思います。

○児童青少年係長 表現考えたいと思います。ありがとうございます。

○水津部会長 一応時間があまりないので、あと何かまだ御意見おっしゃっていない方とか今までのところで何か戻ってもいいですし、これでまとめる形になると思いますので、ぜひ御発言、時間の許す限りお願いしたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

石川さん、どうですか。

○石川委員 先進めてください。

○児童青少年係長 先違う人がいいって。先違う人にどうぞ。

○水津部会長 そうですね。ちょっと調整していただいている間に、古源さん、いかがですか。

○古源委員 今回の御議論の中なんですけれども、オンブズパーソンに関する考え方ということでのパブリックコメントだったと思うんです。私たちの中では、基本的な考え方というのが、イコール条例の原案という認識があったと思うんですけれども、その部分が市民の方にパブリックコメントを頂くときに、そのニュアンスが伝わっていなかったのかなという思いがあります。

今回、検討結果のお話しするときに、皆さんの御意見が条例案にも反映される可能性があります的なようなことも入れたらいかがかなと思いました。

以上です。

○水津部会長 ありがとうございます。

石川さん、しゃべれるようになりました？

○石川委員 最後の議論で、パブコメするしないのところは、小川先生もおっしゃっていましたし、前田さんもおっしゃっていましたが、スピード感重視するためにも、取り直しをしないということにすごく同意します。

自分のほうからは2つお聞きしたいことがあります。今回、アンケートで正式名称を三択プラスその他で聞いたと思うんですけれども、この議論終わっていますか。正式名称をオンブズパーソンとしないほうが増えてしまっているんですが、聞いた対象の子どもたちに概要をきちんと説明した上で、理解してもらった上でそれを選んだんであればいいんですけども、選択肢の中で一番分かりやすそうな権利とかサポートとか入っているからこれでいいやみたいにつけた可能性がなきにしもあらずかなと懸念しています。

せたホツとの通称と並べて運用するほうがいいなっているのは思っていたんですが、

オンブズパーソン。先ほどのように都内で交流があるといったときに、小金井市の権利サポート委員ですというのが、果たして通用するのかなど。オンブズパーソンという言葉で、相談する文化・社会をつくっていく。その基盤というか中心軸にオンブズパーソンという新しい役割を置いたよというのが大事なのに、何となくの雰囲気知っている言葉に近いもので選ばせちゃったのはどうなのかなと思っております。

パブコメの回答の中でも、正式な名称を、意見聴取を基に決めると書かれていたと思うんですけども、この部分についてはもうちょっと議論が必要なのではないかなと思っております。

2点目よろしいですか。2つ目は広報のところなんですけれども、様々御意見頂いて、振り仮名を振ると分かりにくいとか、大人向け、子ども向けあったほうがいいんじゃないかといったパブコメ、御意見頂いております。自分もそのとおりでなと思っておりまして、特に中高生の年代になると、配付物の印象を見て、これはもっと小さい子ども向けだな。あるいは、相談する人間が弱者というか、子ども扱いされている。大切な子ども、権利のある子どもというのではなくて、何か言い方ないですかね。弱者扱いされているというような印象を持たれかねないなと思いましたので、そこは当初から自分申し上げていますけれども、相談するということが、弱いから相談するということを受け入れることも大事かもしれないですが、相談し合う文化。それが本来あるべき人間の姿だよと。

強い弱いで言うと何か変な気もしますけれども、ある意味相談できる人って本当に強い人だよ。だからみんなも安心して相談してねということを伝えていきたいのに、広報の媒体の中では、平仮名を使ったり、泣いている子ばかりだったりとか。何か相談するのは弱い人がするような印象を自分も受けましたので、この辺りはパブコメの意見をぜひ反映していただいて、工夫をしていきたいなと思いました。

以上です。

○水津部会長 ありがとうございました。趣旨は大体分かりました。本当にそうだと思いますし、半田先生も講演会のときでも「愛称みたいなのってすごく大事だよ」みたいなお話もされていたし、相談される子どもたちのニーズに合わせたというか、しやすい方法というのは今後検討していくべきだと思うので、そういうようなこともどこかにあったらいいのかなど。「より検討していきます」みたいな感じもあったほうがいいのかなと思いました。

○石川委員　　そうですね。チラシのアンケートの裏の「相談する」のところでも、電話と会って相談とメールと手紙しかないんですね。自分が前の会議のときに、Me x（ミークス）という相談のポータルサイトを紹介したと思うんですけども、ラインの相談であったりとか、できればSNSの匿名性の高い媒体を使った相談ができたほうが「秘密を守ります」とか「名のらなくても相談できます」といったことが、本当なんだなって思えると思うのです。

電話やメールというのは、個人情報。先ほど小川さんも言っていましたけれども、かけた時点で、非通知でかけた場合でも履歴が残るであったりとか、家庭内でかけたなどというのが分かってしまうといった懸念がないものではないですので、中高生であれば御自身で持っているスマートフォンから、SNSで匿名性が高いなと思える状況で相談したいと思うんです。

なのに、選択肢がこれしかないんだなって思ってしまったので、その辺りどんどん工夫していきたいなと思います。

○水津部会長　　SNSについては、冒頭で半田先生からもお話しあったんですけども、やったところがあるけれども、なかなか難しいというところ。もうちょっと御説明いただいてもよろしいですか。

○半田先生　　有効性は間違いなく、ラインにしる、SNSの相談というのは有効的だなと思うんですけども、なかなかこの子どもの権利擁護機関として、SNSを使った相談から救済につなげていくというのは、やや難しいような気もしています。

それで、ミークスに関しては、せたホッとの方でもミークスに登録して、ミークスを見てくれる子どもたちからも相談できるような形にもってきています。なかなかメールで相談も難しいし、SNSの相談というのは、相談員の技量もすごく難しいですし、ちなみにこの4月から、今年度からはがき相談というのも取り入れたんですね。はがきを子どもたちに配付し、はがき相談を受け付けて、今もう既に4件ぐらい相談を頂いているんですが、めちゃくちゃコメントを書くのって難しいです。本当に難しいなど。最初は中学から配っているんですけども、これが小学生から大量にはがき相談が来たときに、めちゃくちゃ時間もかかるし、なかなか難しいなと思っています。

そういった意味では、SNS相談というのをこの子ども人権オンブズパーソンに取り入れるのは、人間的にも技量的にも難しいんじゃないかなというのは個人的には思っています。

あと、呼び名の件に関しては、石川さんの言われるところに、もう本当に至極同意をします。ちなみに、せたホッとの場合には、これ今僕の名刺なんですけれども、世田谷区子どもの人権擁護機関せたがやホッと子どもサポート、子どもサポート委員という言葉を使っていたりもします。

なので、「せたホッと」というのも愛称ですし「子どもサポート委員」というのも愛称ですし、もしかすると「子どもの権利サポート委員」というのは、まさにこういう愛称というのかな。この名刺では子どもたちが、こういう意味のほう伝わりやすいということ使っていきつつ、もしかすると条例上の名称というのは子どもオンブズパーソンということでもいいのかもしれないし、この正式名称をどうするかということは、慎重に引き続き議論をしていくのがいいんじゃないかなとは思っています。

○水津部会長 ありがとうございます。相談方法についても、まだ課題がいっぱいあるということと、あと名称についても今後の検討ということになると思います。

お時間が来ましたので、事務局のほうでまとめてもらっていいですか。

○小川委員 今の件で、1ついい？

中学生と小学生で同じ案内というか、オンブズパーソンのもを作るんじゃないくて、子どもの権利条約もそうだったんだけど、中学生版と小学生版作ったじゃないですか。やっぱり言葉というのは、すごい難しいと思うんです。ですから、漢字に振り仮名振ったから理解ができるっていうものじゃないし、その辺ちょっと費用のこともあるんだけど、考えてみていただければなというふうに思います。

○水津部会長 ありがとうございます。結構重要なことだと思います。相談するという事は、しやすくすとか、石川さんがおっしゃった相談することが普通になるような文化というかそういうことも大事だと思いますので、ありがとうございました。

じゃあ、前田さんよろしいですか。

○児童青少年係長 ありがとうございました。ちょっとお時間過ぎていきますので、少しだけ。

まず、子どもの意見聴取のほうで、しっかり子どもオンブズパーソンについて説明しているのかという部分。ちょっと今携帯も止まっちゃって見せられないんですけど、中高生のウェブのほうには、子どもオンブズパーソンのオンブズパーソンって何のことを指すのかというような説明も、問題の選択肢の前に入れて、その中で選んでいただいていたたり、会場でも説明をして、選んでもらってはいました。

様々御意見頂いたところなんですけど、すぐに修正ができるわけでもなく、これから修

正したものを検討していきたいなと思っております。

今日頂いた御意見も含めて、言い忘れたこととか、後で見返したらこれも入れてほしいというものもあれば1週間ぐらい。来週水曜日ぐらいまでをめどにメールなりで事務局のほうに頂ければと思っております。

要点も紹介しようかと思ったんですけども、時間がないので省略をしまして、メールで頂いた御意見、今日頂いた御意見を踏まえまして、資料の14の修正と、それを踏まえた基本的な考え方。あと、報告書の中で今まで継続課題としていたりとか、審議のポイントになっていた部分。今日の会議の中でも、新しく出てきたかと思っておりますので、その辺も反映させていただいたものを、次回が7月の27日火曜日を予定しているんですが、そこでお示しさせていただいて、それに質疑をしていただいてから、子ども・子育て会議のほう。大丈夫かな。

○水津部会長 今しゃべっているのは大丈夫。

○児童青少年係長 大丈夫ですか。

子ども・子育て会議のほうに御提示させていただきたいと思っております。ですので、来週の水曜日ぐらいまでの事務局にメールを頂ければと思います。

よろしいでしょうか。

○水津部会長 よろしいでしょうか。

では、期限が大分来ておりますので、迅速にと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

そうしますと、取りあえず今日のところは、終わりにしても大丈夫ですか。

○児童青少年係長 はい。また、もしかしたら事前に皆さんに内容を確認していただいてからの資料提示とか御協力いただくところはあるかと思いますが、次回につきましては、7月27日火曜日。お時間が3時から5時で日程調整を事前にさせていただいたところです。

本体会議の報告前最後になりますので、対面を予定しております。感染状況踏まえて、またこのような会議になるかもしれません。御了承ください。

以上です。

○水津部会長 ありがとうございます。

ちょっと時間が限られた中で、皆さんの御意見を十分にとはいかないところもあったと思っておりますので、ぜひメールのほうでまた御意見をいただければと思います。

本日はお忙しいところありがとうございました。

喜多先生、半田先生もありがとうございました。

— 了 —